第二の構成的範囲に就いては、現在の参加団体及び第一回懇談会に於て勧誘を決議する団体ということにし、政党成立後に於ては希望者を合擁するということになり、此の時、秘密会を開いて申合せを為すことに帰り、とし、坂本氏、黒田氏、川村君の三君をして起草せる内容を回覧させ、全体が之に賛成した。

第三の結党の技術的方法については、創立委員会を設け、創立趣意書を発表することとし、著名な個人をも、此の委員会に勧誘することになり、この個人としては、高野岩三郎氏、安部磯雄氏、賀川豊彦氏等が挙げられた。

次いで二月二十日頃に創立委員会を開くこととなつたが、総同盟の反対のために、三月三日、四日に延期することとなつた。

三月三日午後二時大坂に開かれた創立委員会に於ては農民組合の山上氏が議長となり、綱領同盟の麻生氏が総同盟の意見を発表しかけたので、秘密会を開いてもらいたい、と要求し、農民組合の杉原氏から之に対し、秘密会を開く前に、秘密会の内容について総同盟に質問したい。それにれは秘密会を開く要なし、と述べ、その質問を許すこととなり、杉原氏から(イ)新聞に発表されてゐる総同盟の中央委員会の決議は絶対的のものかどうか(ロ)我々農民組合の小委員は、結党その他について一切の権限を与へられ出席しているのであるが、総同盟の諸君もこの権限を与へられてゐるか。直ちに結党に参加する権限を与へられてゐるか。と質問し、麻生氏から(イ)中央委員会の決議は必ずしも絶対的のものでない。(ロ)総同盟の根本的態度と相容れないものでないならば、進んで結党に参加することも出来ると考へる。との意答あり、秘密懇談会に入つた。その内容は後で発表する。

が、要するにこの所で、総同盟は事実上、先きの中央委員会の声明書を撤回したのであると、党名については農民を吸収するためにどうしても農民の文字を挿入すべしとの農民組合の主張が通つて、「労働農民党」といふことになつた。

次いで役員では、中央委員長に杉山元治郎氏が推された、書記長には麻生氏が推されたが、総同盟で固く辞したので、書記長は決定するに至らなかつた。それから四日に愈々結党式も挙行したのであるが、その時発表した、宣言書、綱領、規約や、中央委員名等は既に新聞紙に載つてゐるから略す。

経過を以上で終り、労働農民党成立に関する決議案はプリントによつて説明を略す。

決議案の内容は、我々の政党問題に対してとつて来た従来の態度には本質的な過失はなかつたが、客観的情勢に無頓着であつた結果、その認識の不充分であつたことを認めることを明示し、今後は進んで此の政党に貢献せんことを述べてあるのであります。決議文を朗読します。

労働農民党成立につきての決議案

全無産階級の熱烈な要求の結晶たる、階級的単一政党大衆政党は、幾多の激しき障害に当面せるにも拘らず、各偉大な団体とその代表者の熱意と思慮深き態度に依つて、正に成立せられたことは、実に我が無産階級解放戦上に於ける劃時代的意義を有するものであつて、我等が歓喜に堪えざるものであると同時に、この固より成立のために渾身の努力を払はれた各団体代表に対し、深甚なる感謝を捧げねばならぬ。